

横浜市障害者共同受注センター事業実施要綱

制定 平成 26 年 10 月 1 日健障企第 1559 号（局長決裁）
最近改正 令和 6 年 11 月 21 日健障自第 2166 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 本事業は、横浜市障害者共同受注センター（以下「受注センター」という。）を設置し、企業や行政等（以下「企業等」という。）からの受注の促進や、受注業務の適正な分配、受注に係る調整業務等を実施することで、市内障害者施設等における受注の機会を確保し、施設を利用する障害者の工賃向上に寄与し、自立の促進に資することを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は横浜市とし、委託により実施する。

（実施場所）

第 3 条 本事業の実施場所は、横浜市内とし、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会で特定した受託者（以下「受託者」とする。）が指定するところとする。

（対象施設）

第 4 条 本事業の対象施設は、次の各号に該当する市内障害者施設等のうち、受注センターに登録した施設（以下「登録施設」という。）とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) その他、市長が必要と認める施設

（業務内容）

第 5 条 本事業の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 情報把握及び情報集約
市内障害者施設等で実施している作業内容や、作業能力及び企業等からの受注状況の把握
- (2) 情報発信及び周知
登録施設及び企業等が情報を共有できるWebサイトの設置管理及び運営
- (3) 受注促進
登録施設の受注促進のための企業開拓等
- (4) 販路拡大
登録施設で作成した自主製品の販売先確保等及び業務受託のための販路開拓等
- (5) 受注調整
企業等からの受注依頼に対して、登録施設の中から受注可能施設を紹介

- (6) 大量発注への対応
 - ア 契約及び受注のための事務処理
 - イ 受注した業務の分配、品質管理及び納品・履行完了までのスケジュール管理
- (7) 研修
 - 登録施設に対する技術的指導や商品開発等に関する研修の実施
- (8) 関係機関との連携
 - 他都市共同受注窓口や各障害者団体等との連携
- (9) その他、事業実施に必要な業務

(職員配置)

第6条 受託者は、業務遂行に支障のない範囲の人員を配置する。

(事業実施の留意点)

第7条 受託者は、次に掲げる事項に留意し、事業を実施する。

- (1) 事業実施においては、常に公平性・中立性を担保し、特定の施設に受注等が偏ることがないよう努める。
- (2) 登録施設と密接な連携を図り、事業の円滑な実施に努める。

(登録手続)

第8条 受注センターの利用にあたっては、第4条に定める施設が申し込みを行い、登録するものとする。

(登録の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す、もしくは行わないことができる。

- (1) 施設からの登録申し込みについて、虚偽の記載があった場合
- (2) 登録施設が横浜市及び受託者に対し、故意により甚大な損害を与えた場合
- (3) その他、市長が登録を適当でないと認めた場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。